

第5章 計画の推進に向けて

5-1 計画の推進体制

(1) 第3期計画の推進体制

第3期旭区地域福祉保健計画は、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが、共同事務局として計画全体の総合的な調整や進行管理を行います。

区全域計画については、自治会町内会をはじめとした地域の関係団体の代表者で構成する旭区地域福祉保健推進会議が、事務局の報告により計画の進捗状況を確認し、必要な取組の検討等を通じて計画を推進します。

地区別計画については、各地区の地区別計画推進組織が中心となり地区別支援チームも連携しながら、進捗状況の管理や具体的な取組内容を検討し取組を推進します。

(2) 地区別計画推進組織の体制

各地区の地区別計画推進組織は、主に自治会町内会をはじめ、地区社協、民生委員から当事者団体等まで、地区の状況や課題に応じて様々な地域の関係者により構成されています。

地区の取組の進捗状況の確認を行いながら、地区別計画を推進していきます。

(3) 地区別支援チームの役割

区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザで構成する地区別支援チームを設置しています。

地区別支援チームは、地区別計画推進組織の会議等に参加し、地区の状況や課題の把握・整理、課題や取組の提案等を通じて、地区別計画推進組織と協働して計画の推進に取り組みます。

【計画推進体制】

